二　請求権等勘案保有株式等保有割合　株式等の発行法人の株主等の有する株式等の数又は金額が当該発行法人の発行済株式等のうちに占める割合（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める割合）

イ　当該発行法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合（ロ又はハに掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該株主等が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合

ロ　法第六十八条の九十二第十一項第一号の他の外国法人の事業年度終了の時において当該発行法人と当該株主等との間に実質支配関係がある場合　百分の百

ハ　法第六十八条の九十二第十一項第一号の他の外国法人の事業年度終了の時において当該発行法人と当該株主等以外の者との間に実質支配関係がある場合　零

第三十九条の百二十第一項中「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に改め、同条第二項中「その有する」を「その直接及び間接に有する」に、「法第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等の数（以下この項において「直接及び間接保有の株式等の数」という。）」を「株式等」に、「に引き継がれた」を「が移転を受けた」に、「有する直接及び間接保有の株式等の数」を「直接及び間接に有する株式等」に改め、同条第三項及び第四項中「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に改め、同条第五項中「第六十八条の九十第十項」を「第六十八条の九十第十二項」に改め、「（第三項及び第七項から第九項までを除く。）」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「第三十九条の百十六まで及び第三十九条の百十八から」を削り、同条第六項中「（第三項及び第七項から第九項までを除く。）」及び「第三十九条の百十六まで若しくは第三十九条の百十八から」を削る。

第三章第二十八節の節名中「特定外国法人」を「外国関係法人」に改める。

第三十九条の百二十の二第一項第二号中「この項」の下に「及び第三十九条の百二十の四第六項」を加え、同条第四項第一号中「所有されて」を「保有されて」に改め、同項第二号中「所有を」を「保有を」に、「すべて」を「全て」に、「所有されて」を「保有されて」に改め、同条第五項第三号及び同条第六項中「保有する」を「有する」に改め、同項第一号中「所有されて」を「保有されて」に改め、同項第二号中「所有を」を「保有を」に、「所有されて」を「保有されて」に改め、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7　法第六十八条の九十三の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国関係法人（同条第二項第三号に規定する特定外国関係法人をいう。以下この項において同じ。）又は対象外国関係法人（同条第二項第四号に規定する対象外国関係法人をいう。以下この項において同じ。）の各事業年度の適用対象金額（同条第二項第五号に規定する適用対象金額をいう。以下この節において同じ。）に、当該特定外国関係法人又は対象外国関係法人の当該各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時における当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該特定外国関係法人又は対象外国関係法人の請求権勘案保有株式等の占める割合を乗じて計算した金額とする。

8　前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　請求権勘案保有株式等　連結法人が有する外国法人の株式等の数又は金額（当該外国法人が請求権（法第六十六条の九の二第一項に規定する請求権をいう。以下この項において同じ。）の内容が異なる株式等又は実質的に請求権の内容が異なると認められる株式等（以下この項において「請求権の内容が異なる株式等」という。）を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該連結法人が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（次号において「剰余金の配当等」という。）の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額）及び請求権勘案間接保有株式等を合計した数又は金額をいう。

二　請求権勘案間接保有株式等　外国法人の発行済株式等に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、それぞれ次に定める割合の合計割合）を乗じて計算した株式等の数又は金額をいう。

イ　当該外国法人の株主等である他の外国法人（イにおいて「他の外国法人」という。）の発行済株式等の全部又は一部が連結法人により保有されている場合　当該連結法人の当該他の外国法人に係る持株割合（その株主等の有する株式等の数又は金額が当該株式等の発行法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該発行法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、その株主等が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合）をいう。以下この号において同じ。）に当該他の外国法人の当該外国法人に係る持株割合を乗じて計算した割合（当該他の外国法人が二以上ある場合には、二以上の当該他の外国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

ロ　当該外国法人と他の外国法人（その発行済株式等の全部又は一部が連結法人により保有されているものに限る。ロにおいて「他の外国法人」という。）との間に一又は二以上の外国法人（ロにおいて「出資関連外国法人」という。）が介在している場合であつて、当該連結法人、当該他の外国法人、出資関連外国法人及び当該外国法人が株式等の保有を通じて連鎖関係にある場合　当該連結法人の当該他の外国法人に係る持株割合、当該他の外国法人の出資関連外国法人に係る持株割合、出資関連外国法人の他の出資関連外国法人に係る持株割合及び出資関連外国法人の当該外国法人に係る持株割合を順次乗じて計算した割合（当該連鎖関係が二以上ある場合には、当該二以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

第三十九条の百二十の三の見出しを「（特定外国関係法人の範囲等）」に改め、同条第四項中「特定外国法人」を「外国関係法人」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「第一項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第六十八条の九十三の二第二項第三号」を「第六十八条の九十三の二第二項第五号」に、「、特定外国法人」を「、外国関係法人」に改め、同項第一号中「特定外国法人の」を「外国関係法人の」に、「及び特定外国法人（法第四十条の七第一項又は第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人」を「、外国関係法人（法第四十条の七第二項第三号又は第六十六条の九の二第二項第三号に規定する特定外国関係法人及び法第四十条の七第二項第四号又は第六十六条の九の二第二項第四号に規定する対象外国関係法人」に、「事業年度を」を「事業年度及び法第六十八条の九十三の二第五項各号に掲げる外国関係法人の区分に応じ当該各号に定める場合に該当する事実があるときのその該当する事業年度（法第四十条の七第五項各号に掲げる外国関係法人の区分に応じ当該各号に定める場合に該当する事実があるときのその該当する事業年度及び法第六十六条の九の二第五項各号に掲げる外国関係法人の区分に応じ当該各号に定める場合に該当する事実があるときのその該当する事業年度を含む。）を」に、「第三十九条の二十の三第二項」を「第三十九条の二十の三第十項」に改め、同項第二号中「特定外国法人」を「外国関係法人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項中「第六十八条の九十三の二第二項第三号」を「第六十八条の九十三の二第二項第五号」に、「同条第一項に規定する特定外国法人（以下この条及び次条において「特定外国法人」という。）を「外国関係法人（同項第三号に規定する特定外国関係法人又は同項第四号に規定する対象外国関係法人に該当するものに限る。次項から第八項までにおいて同じ。」に改め、「の規定」の下に「（同条第一項第四号イ及びロに掲げる要件を満たす法人に係る部分を除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

第三十九条の百十四の二第三項の規定は外国関係法人（法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人をいう。次項及び第五項において同じ。）に係る法第六十八条の九十三の二第二項第三号ロに規定する総資産の額として政令で定める金額について、第三十九条の百十四の二第四項の規定は同号ロに規定する政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「同条第六項第九号」とあるのは、「法第六十八条の九十三の二第六項第九号」と読み替えるものとする。